






農地情報の提供について(農地所有者の方へ)

<農地情報の提供及び利用希望者の紹介>

手順1	農地の相談	今後、営農や管理、相続等で不安のある所有地について、貸し付けたい・売却したいなどの意向がある場合は、申請フォームより、農地情報を入力してください。 所有農地意向申請フォーム(外部リンク)
		
手順2	リストへの登録	市で作成する農地リストへの登録を行います。 ※リストに係る個人情報は一般公開されません。
		
手順3	所有者情報の提供 事前確認	利用希望者から利用意向に関する問い合わせがあった場合は、市から農地所有者に対して連絡をさせていただきます。 その際に、利用希望者の情報(居住地域、氏名、就農意欲等)をお伝えしますので、農地の貸付・売却協議に向けた所有者情報(氏名・連絡先)提供の可否をお知らせください。 ※提供可の場合、利用希望者の連絡先をお知らせします。
		
手順4	利用希望者との交渉	利用希望者より農地所有者に対して直接連絡がありましたら、賃借・売買の条件等を交渉していただきます。 ※交渉に市が関与することはありません。
		
手順5	賃借・売買の手続き	農地所有者との交渉がまとまりましたら、農業委員会もしくは中間管理機構に申請して、法に基づく売却・賃借の手続きを行ってください。
		
手順6	農地の利用開始	農業委員会もしくは中間管理機構での手続きが終了し、権利移動が確定後に農地を引き渡してください。

※上記手順のなかでご不明な点は、農政事務所へお問い合わせください。

<注意事項>

- (1) 農地法では、農地の効率的利用や農作業への常時従事などが規定されています。
このため、この農地情報提供は、自ら耕作し、真に農業に取り組もうと考えている方のみを対象としています。農業外での利用や不動産としての取引等をお考えの方を農地所有者に紹介することはありません。
- (2) 自ら耕作をしない、或いは営農計画が明確でない、周辺農地に影響を及ぼす恐れがある作物又は栽培方法を計画している場合などの場合も、農地所有者に紹介することはありません。
- (3) 窓口及びホームページ上で、農地所有者の個人情報とは公開しておりません。
利用希望者が農地所有者との交渉を希望した場合、市から所有者に連絡し、承諾を得た場合に限り利用希望者に所有者の連絡先をお伝えします。
- (4) 農地リストに登録しても、必ずしも耕作者若しくは購入希望者が見つかるわけではありません。市は個人の財産を管理することはできませんので、農地所有者の方は適切な農地管理をお願いします。

<連絡・問合せ先>

- (1) 東部農政事務所（門司区、小倉北区、小倉南区に関すること）：
北九州市小倉南区若園5丁目1-2 小倉南区役所4階
電話：093-951-1021
- (2) 西部農政事務所（若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区に関すること）：
北九州市八幡西区光明1丁目9-22 折尾出張所2階
電話：093-693-9912